

— 令和 7 年度 —

統計調査計画書

～ 年度間統計調査計画一覧表 ～

香川県政策部統計調査課

目 次

政 策 部	1
総 務 部	5
危 機 管 理 総 局	6
環 境 森 林 部	8
健 康 福 祉 部	9
商 工 労 働 部	14
交 流 推 進 部	15
農 政 水 産 部	16
土 木 部	17
教育委員会事務局	18
警 察 本 部	20
人事委員会事務局	21
関 係 法 令 等	22

政 策 部

予算課

調 査 の 名 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 対 象	調 査 の 時 期	結 果 公 表 の 時 期	調 査 の 拠 根
地 方 公 共 団 体 消 費 状 況 等 調 査	[普通会計] 消費及び投資関係予算の各四半期末予算額 [公営企業会計] 普通会計に同じ	県	四半期ごと	調査の 3か月後	内 閣 府 委 託 (一 般 統 計)

自治振興課

調 査 の 名 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 対 象	調 査 の 時 期	結 果 公 表 の 時 期	調 査 の 拠 根
固定資産の価格等の概要調書報告書	固定資産税の課税状況	市町	令和7年 4月	令和8年 5月	地 方 税 法 第 418 条 (業 務 統 計)
地 方 公 務 員 給 与 実 態 調 査	一般職の職員数、初任給及び給与額、採用者数、退職者数及び退職手当額、特別職の定数及び給料（報酬）額等	市町、 一部事務組合等	令和7年 4月	令和7年 12月末	地方自治法第245条 の4第1項及び同法 第292条で準用する 同法第245条の4 (業 務 統 計)
地 方 公 共 団 体 定 員 管 理 調 査	地方公共団体の部門別職員数、職種別職員数等	市町、 一部事務組合等	令和7年 4月	令和7年 12月末	地方自治法第245条 の4第1項及び同法 第292条で準用する 同法第245条の4 (業 務 統 計)
勤 務 条 件 等 に 関 する 調 査	勤務時間及び休暇等、競争試験等、安全衛生	市町、 一部事務組合等	令和7年 4月	令和7年 12月末	地方自治法第252条 の17の5第1項及び 同法第292条で準用 する同法第252条の 17の5第1項 (業 務 統 計)
地 方 公 務 員 制 度 実 態 調 査	分限処分者数、懲戒処分者数、刑事処分者数、派遣状況等	市町、 一部事務組合等	令和7年 6月	令和8年 3月頃	地方自治法第252条 の17の5第1項及び 同法第292条で準用 する同法第252条の 17の5第1項 (業 務 統 計)
地方財政状況調査 (決 算 統 計)	前年度の市町及び一部事務組合の 普通会計等決算状況	市町、 一部事務組合等	令和7年 5月～8月	令和8年3～8月 (概要: 令和8年9月)	地方自治法第252条 の17の5第1項及び 同法第292条で準用 する同法第252条の 17の5第1項 (業 務 統 計)
地 方 公 営 企 業 決 算 状 況 調 査	前年度の市町及び一部事務組合の 地方公営企業決算状況	市町、 一部事務組合等	令和7年 6月～7月	令和8年 3月	地方自治法第252条 の17の5第1項及び 同法第292条で準用 する同法第252条の 17の5第1項 (業 務 統 計)
地方財政状況調査 (公 共 施 設 状 況 調 査)	市町の公共施設の整備状況	市町	令和7年 6月～9月	令和8年 3月	地方自治法第252条 の17の5第1項 (業 務 統 計)
市 町 村 税 課 税 状 況 等 の 調 査	市町村税の課税状況	市町	令和7年 7月1日	令和8年 3月	地方自治法第252条 の17の5第1項 (業 務 統 計)

自治振興課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象	調 査 の 期	結果公表 の 時 期	調 査 の 拠
住 民 基 本 台 帳 年	市町別人口、世帯数、住民票記載・ ・ 消除数、住民票関係事務件数、 利用状況、職員数等	市町	令和8年 1月1日	令和8年 8月頃	住民基本台帳関係 年報及び同年報告 要領 (業 務 統 計)

水資源対策課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象	調 査 の 期	結果公表 の 時 期	調 査 の 拠
水 道 統 計 調 査	水道事業計画と水道普及状況、 施設の概要、給水状況、財務状 況、建設改良事業 他	香川県広域水道 企業団、直島町、 専用水道設置者	令和7年 8月～9月	令和8年 3月頃	国 土 交 通 省 委 (一 般 統 計)
全 国 水 需 給 動 態 調 査	水道用水等需要量、ダム等の水資 源開発施設、水道等の湧水状況、 災害・事故等による影響事例	香川県広域水道 企業団及び直島 町等	令和7年8月 ～ 令和8年2月	令和8年 8月頃	国 土 交 通 省 委 (一 般 統 計)

統計調査課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象	調 査 の 期	結果公表 の 時 期	調 査 の 拠
労 働 力 調 査	15歳以上の世帯員の就業・不就業 の状態、就業者の産業・職業・従 業上の地位・就業時間・転職希望 、完全失業者の求職状況等	一定の抽出方法 により選定され た住宅に住む人 (毎月約700世帯)	毎月末日 (12月は26日)	速報：翌月末 四半期 平均：翌々月 年報：令和8年 5月	労 働 力 調 査 規 則 (基 幹 統 計)
小 売 物 価 統 計 調 査	食料・被服・家具・雑貨等の小売 価格料金及び授業料・水道料・光 熱費・家賃等のサービス料金	[価格調査] 高松市、丸亀市 善通寺市、 さぬき市 約330店舗 [家賃調査] 高松市、丸亀市 善通寺市 公営約6,000戸 民営借家を賃貸 する約30事業所	毎月 (一部価格調査 は月3回)	県 高松市消費者 物 価 指 数 月報：翌月末 年報：令和8年 3月 全国 小売物価統計 調 査 月報：翌月の 19日を含む週 の金曜日 年報：令和8年 9月 消費者物価 指 数 月報：翌月の 19日を含む週 の金曜日 年報：令和8年 3月	小 売 物 価 統 計 調 査 規 則 (基 幹 統 計)

統計調査課

調 査 の 名 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 対 象	調 査 の 時 期	結果公表 の 時 期	調 査 の 拠 根
家 計 調 査	世帯員、毎月の収入・支出、年間収入、貯蓄・負債及び住居に関する事項	高松市 二人以上の世帯 96世帯・単身世帯 8世帯 丸亀市 二人以上の世帯 24世帯・単身世帯 2世帯	毎月 1期 1～15日 2期 16～末日	月報：翌々月 年報：令和8年 6月	家 計 調 査 規 則 (基 幹 統 計)
毎月勤労統計調査	常用労働者数、月間入職・離職率、パートタイム労働者数、出勤日数、労働時間(所定内・外)、定期給与(所定内・外)、特別給与(賞与)に関する事項	〔 県内全域 〕 約600事業所 〔 常用労働者 〕 5人以上事業所	毎月	県 公表：翌々月末 年報：令和8年 10月頃 全国 速報：翌々月 上旬 確報：翌々月 下旬 年報：令和8年 2月	毎 月 勤 労 統 計 調 査 規 則 (基 幹 統 計)
毎月勤労統計調査 (特 別 調 査)	・常用労働者数 ・常用労働者各々について、性、通勤・住み込みの別、家族労働者であるかどうかの別、年齢、勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間、定期給与、特別給与に関する事項	〔 県内全域 〕 約500事業所 〔 常用労働者 〕 1～4人事業所	令和7年 7月31日	県 年報：令和8年 10月頃 全国 公表：令和8年 1月頃 年報：令和8年 3月	毎 月 勤 労 統 計 調 査 規 則 (基 幹 統 計)
学校保健統計調査	[発育状態] 身長、体重 [健康状態] 視力、聴力、眼・歯等の疾病異常等	幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校及び高等学校のうち指定する学校	令和7年4月 ～ 令和7年6月	県 確報：令和8年 2月頃 全国 確報：令和8年 2月頃	学 校 保 健 統 計 調 査 規 則 (基 幹 統 計)
学 校 基 本 調 査	学校数、学級数、児童・生徒・園児数、教職員数、中学校及び高等学校を卒業した者の卒業後の状況、不就学学齢児童生徒、学校施設の状況等	幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・専修学校・各種学校	令和7年 5月1日	県 速報：令和7年 8月頃 年報：令和8年 3月頃 全国 速報：令和7年 8月頃 年報：令和7年 12月頃	学 校 基 本 調 査 規 則 (基 幹 統 計)

統計調査課

調 査 の 名 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 対 象	調 査 の 時 期	結 果 公 表 の 時 期	調 査 の 拠 根
経 済 セ ン サ ス - 基 礎 調 査	乙調査：事業所名、所在地、 活動状態 新規把握事業所は加えて、職員数、 事業内容等	乙：すべての 地方公共団体 の事業所	乙：令和7年 6月1日	令和8年 6月末	経済センサス基礎 調 査 規 則 (基 幹 統 計)
令 和 7 年 国 勢 調 査	世帯員に関する事項（13項目） 世帯に関する事項（4項目）	国内に常住する すべての人、世帯	令和7年 10月1日 午前零時現在	県 速報：令和8年 3月上旬 全国 速報：令和8年 5月下旬 確報：令和8年 9月以降 順次公表	国 勢 調 査 令 (基 幹 統 計)
香 川 県 工 業 生 産 実 績 統 計 調 査	県の主要生産物（14品目）の生産 高、出荷高、在庫高、従業者数	事業所 組合	毎月末	翌々月 (香川県鉱工業 生産指数)	香 川 県 工 業 生 産 実 績 統 計 調 査 規 程 (調 査 統 計)
香 川 県 人 口 移 動 調 査	人口移動(出生、死亡、転入、転出)、 世帯数の増減	市町	毎月末日 午後12時現在	速報：翌月下旬 年報：令和8年 5月頃	香 川 県 人 口 移 動 調 査 規 程 (調 査 統 計)

総 務 部

総務学事課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象 対	調 査 の 期 時	結果公表の 時 期	調 査 の 拠 根
宗 教 統 計 調 査	宗教団体数、宗教法人数、教師数及び信者数	単 立 宗 教 法 人	令和7年 2月～5月	令和7年 12月	文 化 庁 委 託 (一 般 統 計)
学 校 法 人 等 基 礎 調 査	・学校法人等の概要 (法人等名、学校名、所在地、教職員・生徒園児数等) ・学校法人等の資金収支、事業活動収支 ・学校法人等の貸借対照表	学 校 法 人 等	令和7年 8月	令和8年 8月	日本私立学校振興 ・共済事業団委託 (業 務 統 計)

人事課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象 対	調 査 の 期 時	結果公表の 時 期	調 査 の 拠 根
地 方 公 務 員 給 与 実 態 調 査	一般職に属する地方公務員の職種、給与の月額等並びに特別職に属する地方公務員の定数及び給料(報酬)の額	県	令和7年 4月1日	令和7年 12月頃	地方自治法(昭和 22年法律第67号) 第245条の4 (業 務 統 計)

危機管理総局

危機管理課

調査の 名 称	調査の内容項目	調査の 対 象	調査の 時 期	結果公表 の 時 期	調査の 根 拠
災 害 年 報	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況（人的被害、住家被害、被害額等）について、翌年4月1日現在で明らかになったもの	市町 消防（局）本部 庁内関係部局 関係機関	令和7年 4月	未定	災害報告取扱要領 （ 業 務 統 計 ）
石油コンビナート 等 実 態 調 査	石油コンビナート防災体制の実態等	特定事業所 坂出市消防本部	令和7年 4月～6月	令和8年 1月	消防組織法第40条 （ 業 務 統 計 ）
特 殊 災 害 対 策 実 態 調 査	特殊災害用資機材保有状況等	消防(局)本部 直島町	令和7年 5月～8月	令和8年 2月	消防組織法第40条 （ 業 務 統 計 ）
救 急 ・ 救 助 業 務 実 施 状 況 調 査	救急・救助活動状況及び救急・救助体制等	消防(局)本部	令和7年 4月～10月	令和7年 12月	消防組織法第40条 （ 業 務 統 計 ）
消 防 防 災 ・ 震 災 対 策 現 況 調 査	消防活動状況、消防防災体制等	市町 組合	令和7年 4月～11月	令和8年 3月	消防組織法第40条 （ 業 務 統 計 ）
防 火 対 象 物 の 実 態 等 調 査	防火対象物に対する消防用設備等の設置状況	消防(局)本部 直島町	令和7年 4月～9月	令和8年 3月	消防組織法第40条 （ 業 務 統 計 ）
林 野 火 災 対 策 実 態 調 査	林野火災に関する県及び市町等の消防力の現況、林野火災空中消火の実施状況等	市町 消防(局)本部	令和7年 5月～6月	令和7年 12月	消防組織法第40条 （ 業 務 統 計 ）
高 圧 ガ ス 保 安 年 報	高圧ガス製造業者・販売事業者及び認定調査機関等の現況	高圧ガス 製造業者 販売事業者等	令和7年 8月～9月	未定	経 済 産 業 省 環境立地局長通達 （ 業 務 統 計 ）
消 防 防 災 年 報	本県の消防体制の現況、火災発生状況、救急救助活動、防災行政の概要及び産業保安行政の現況等	市町 消防（局）本部 危機管理課 消防学校	令和7年 11月頃	令和8年 3月頃	消防組織法第40条 （ 業 務 統 計 ）
圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故状況調査	消防活動阻害物質の事故状況	消防(局)本部 直島町	令和8年 3月～4月	令和8年 8月	消防組織法第40条 （ 業 務 統 計 ）
危 険 物 規 制 事 務 調 査	危険物施設に対する許可等の件数等	消防(局)本部 直島町	令和8年 3月～6月	令和9年 1月	消防組織法第40条 （ 業 務 統 計 ）

くらし安全安心課

調 査 の 名 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 対 象	調 査 の 時 期	結果公表 の 時 期	調 査 の 拠 根
消費生活協同組合 (連 合 会) 実 態 調 査	名称、所在地、組合員数、 組合の種類、事業の状況等	県が所管する消 費生活協同組合 (連合会)	令和7年 12月頃	令和8年 6月頃	消費生活協同組合 (連合会)実態調 査要綱(厚生労働 省)(一般統計)

環境森林部

環境政策課

調査の 名 称	調査の 内 容 項 目	調 査 の 象 対	調 査 の 期 時	結果公表 の 時 期	調 査 の 拠 根
地 価 調 査	一定の基準日における基準地の単位面積当たりの標準価格の判定	県内全域	令和7年4月 ～ 令和7年7月	令和7年 9月中・下旬	国土利用計画法 施行令第9条 (業務統計)
土 地 利 用 現 況 把 握 調 査	地目別現況面積	県内全域	令和7年12月 ～ 令和8年3月	令和8年6月 (土地白書)	国土利用計画法 第5条第5項 (業務統計)

森林・林業政策課

調査の 名 称	調査の 内 容 項 目	調 査 の 象 対	調 査 の 期 時	結果公表 の 時 期	調 査 の 拠 根
特 用 林 産 物 生 産 統 計 調 査	食用であるきのこ類、山菜等、また非食用である工芸品等の生産量	特用林産物生産者、出荷団体等	令和7年9月 ～ 令和8年2月	速報 令和8年6月 確報 令和8年8月	林 野 庁 委 託 (一般統計)
木質バイオマスエ ネルギー利用動向 調 査	事業所の概要、木質バイオマスエネルギーを利用した発電機及びボイラーの種類、出力規模、用途、取得年、所有基数、平均稼働時間等	木質バイオマスエネルギーを利用した発電機及びボイラーを有する事業所	令和7年 4月～6月	速報 令和7年8月 確報 令和7年12月	林 野 庁 委 託 (一般統計)
森林組合一斉調査	森林組合及び生産森林組合の組織・執行体制、財務、事業、雇用労働者等	森 林 組 合 生 産 森 林 組 合	令和7年 6月～8月	令和8年 3月	林 野 庁 委 託 (一般統計)

健康福祉部

保健福祉総務課

調 査 の 名 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 対 象	調 査 の 時 期	結果公表の時期	調 査 の 拠 根
医療施設動態調査	施設名、届出受理又は処分年月日、施設の住所地、開設者、診療科目、許可病床数、従事者数、社会保険診療等の状況、その他関連する事項	医療法に基づき開設・廃止・変更等の届出の受理又は処分をした医療施設	毎月	月報：翌々月 年報(概況)：令和8年9月頃	医療施設調査規則（基幹統計）
人口動態調査	出生票、死亡票、死産票、婚姻票、離婚票	出生・死亡・婚姻・離婚...戸籍法に規定する届出等に基づく日本における事件（外国人を含む）及び外国における日本人の事件 死産...死産の届出に関する規定に基づく日本における事件	毎月	速報：翌々月 月報(概数)：5～6か月後 年報(概数)：令和8年6月頃 年報(確定値)：令和8年9月頃	人口動態調査令 人口動態調査令施行細則等（基幹統計）
病院報告	在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等	県内の全病院及び療養病床を有する診療所	毎月	月報：調査月の4か月後 年報(概況)：令和8年9月頃	厚生労働省委託（一般統計）
衛生行政報告例	都道府県における公衆・環境衛生、医療及び業務関係行政の業務実績等	県	【年度報】 毎年度 【隔年報】 偶数年度のみ	【年度報】 調査年の翌年10月頃 【隔年報】 調査年の翌年7月頃	厚生労働省委託（一般統計）
地域保健・健康増進事業報告	保健所・市町における事業実績	保健所 市町	毎年度	令和8年3月頃	厚生労働省委託（一般統計）
国民生活基礎調査	世帯票 単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、公的年金の加入状況、就業状況等 所得票 前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等	令和2年国勢調査地区から層化無作為抽出された地区における世帯及び世帯員	令和7年6月	令和8年7月頃	国民生活基礎調査規則（基幹統計）
福祉行政報告例（社会福祉関係）	老人ホーム在所者、身体障害者の更生援護状況、民生委員推薦状況、戦傷病者の療養給付状況等	老人ホーム・老人クラブ会員・身体障害者・民生委員・戦傷病者等	【年報】 毎年度 【月報】 毎月	【年報】 未定 【月報】 調査月の4か月後	厚生労働省通知（一般統計）
被保護者調査	【年次調査】 被保護世帯の状況等 【月次調査】 保護の種類別被保護世帯数等	県、福祉事務所	【年次調査】 毎年7月末 【月次調査】 毎月	【年次調査】 未定 【月次調査】 調査月の3か月後	厚生労働省通知（一般統計）

保健福祉総務課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象	調 査 の 期	結果公表の時期	調 査 の 拠
ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）	ホームレス数	県、市町	毎年1月頃	未定	厚生労働省委託（一般統計）
出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）	国内の結婚、出産、子育ての現状と課題を調べるために、夫婦の方への調査と、独身の方への調査を同時に実施。	令和7年国民生活基礎調査で設定された調査区から無作為に選ばれた全国1,000調査区に居住する18歳以上55歳未満の独身者と妻の年齢が55歳未満の夫婦（回答者は妻）	令和7年7月	令和8年8月頃	国立社会保障・人口問題研究所委託（一般統計）
生活と支え合いに関する調査 社会保障に関する意識調査	社会保障を支える世代の就業状況、子育て、親への支援の状況、理想の働き方や社会保障に係る負担のあり方などの意識等	国民生活基礎調査で設定された調査地区内より無作為に抽出した360単位区内の全ての世帯の20歳以上の世帯員	令和7年7月	未定	厚生労働省委託（一般統計）
社会福祉施設等調査	基本票：施設及び事業所の種類、名称、所在地、設置・経営主体等 詳細票：施設及び事業所の利用状況、従事者数等	都道府県・指定都市・中核市を対象とする社会福祉施設等	令和7年10月	令和8年12月	厚生労働省委託（一般統計）

健康政策課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象	調 査 の 期	結果公表の時期	調 査 の 拠
国民健康保険毎月事業状況報告	国民健康保険保険者の被保険者数及びその属する世帯数、経理状況、保険給付状況等	国民健康保険の保険者	毎月	速報：約半年後 確報：調査年度末	国民健康保険法施行規則第43条（業務統計）
国民健康保険事業状況報告	上記国民健康保険毎月事業状況報告の年間分	国民健康保険の保険者	令和7年度7月～8月	調査年度末	国民健康保険法施行規則第43条（業務統計）
国民健康保険実態調査	国民健康保険被保険者の属する世帯の所得・保険料(税)賦課の状況及び被保険者の年齢・職業の状況等	国民健康保険の保険者及び国民健康保険の被保険者の属する世帯	令和7年度9月～12月	調査年度の翌年度末	厚生労働省保険局長通知（一般統計）
がん患者ニーズ調査	香川県のがん医療に関する実態や、がんに係る相談支援・情報提供体制に関する意見を調査し、施策の推進に役立てる。	県内のがん患者とその家族	令和7年10月～令和8年1月（予定）	調査年度末	県単独調査（調査統計）
国民健康・栄養調査	身体状況、栄養摂取状況、生活習慣	未定	令和7年11月	未定	厚生労働省委託（一般統計）

健康政策課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象 対	調 査 の 期 時	結果公表 の 時 期	調 査 の 拠 根
香川県脳卒中患者 実 態 調 査	県内の医療機関で脳卒中治療を受けた方の入院時NIHSS、modified Rankin Scale、発症から来院までの時間、来院時重症度、急性期血管内再開療法の有無、外科的手術の有無等	発症後7日以内の急性期脳卒中及び一過性脳虚血発作（TIA）で、一次脳卒中センターに入院した症例	未定	未定	県 単 独 調 査 （ 調 査 統 計 ）

薬務課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象 対	調 査 の 期 時	結果公表 の 時 期	調 査 の 拠 根
医薬品等価格調査	医薬品等の販売品目、価格、販売量	卸 売 販 売 業 者	未定	未定	厚 生 労 働 省 委 託 （ 一 般 統 計 ）

感染症対策課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象 対	調 査 の 期 時	結果公表 の 時 期	調 査 の 拠 根
感 染 症 流 行 予 測 調 査	日本脳炎等感染症の感染源調査	感染源検体等	年間	未定	厚 生 労 働 省 委 託 （ 一 般 統 計 ）
予 防 接 種 後 健 康 状 況 調 査	定期的予防接種の副反応の発生状況	乳 幼 児 、 児 童 及 び 生 徒 、 高 齢 者 等	年間	未定	厚 生 労 働 省 委 託 （ 一 般 統 計 ）
感 染 症 発 生 動 向 調 査 事 業	感染症の患者報告数等	診断した医師 指 定 届 出 機 関 内 科 :19 小 児 :28 眼 科 :5 基 幹 :5 S T D :14	年間（随時） 毎週毎月	毎週 毎月 毎年	感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第3章（第12条～第16条の2）（業務統計）

生活衛生課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象 対	調 査 の 期 時	結果公表 の 時 期	調 査 の 拠 根
食 中 毒 統 計	全国の食中毒発生状況（事件数、患者数、死者数）、発生原因 等	食品衛生法第63条に基づき都道府県知事から厚生労働大臣に報告があったもの	年間 （1月～12月の発病事例）	未定	食 中 毒 統 計 作 成 要 領 （ 業 務 統 計 ）
動物愛護管理行政 事 務 提 要	犬・猫の引き取り等の業務状況、動物取扱業者の登録・届出状況等	都道府県・ 政令市・中核市	毎年 （年度状況）	未定	環境庁自然環境局 総務課長通知 （ 業 務 統 計 ）

子ども政策課

調 査 の 名 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 対 象	調 査 の 期 時	結果公表の時期	調 査 の 拠 根
こどもの福祉と保健に関する状況報告	保育所・幼保連携型認定こども園在园者数	保育所、幼保連携型認定こども園	令和7年4月頃 令和8年3月頃	未定	こども家庭庁委託（一般統計）
地域児童福祉事業等調査	認可外保育施設利用世帯の実態（世帯の状況、父母の就労状況、施設利用料、施設利用日数・時間等）	認可外保育施設利用世帯	令和7年10月頃	未定	こども家庭庁委託（一般統計）

子ども家庭課

調 査 の 名 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 対 象	調 査 の 期 時	結果公表の時期	調 査 の 拠 根
福祉行政報告例	児童相談受付、対応状況	児童福祉施設、子ども女性相談センター、家庭児童相談室、市町	令和7年4月	未定	厚生労働省委託（一般統計）
福祉行政報告例	未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付	実施市町 高松市を除く市町	令和7年4月	未定	厚生労働省委託（一般統計）
衛生行政報告例	不妊手術及び人工妊娠中絶の実施状況	母体保護法の規定に基づく不妊手術及び人工妊娠中絶を受けた者	令和7年5月	令和7年12月頃	厚生労働省委託（一般統計）
児童相談所等の体制整備状況等調べ	児童相談所における職員体制や児童虐待相談対応等の状況	子ども女性相談センター、西部子ども相談センター	令和7年4月	未定	厚生労働省通知（業務統計）
乳幼児栄養調査	母乳育児（授乳）及び離乳食・幼児食の現状、子どもの生活習慣、健康状態等	6歳未満の乳幼児及び乳幼児のいる世帯	令和7年9月	未定	厚生労働省委託（一般統計）
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等の報告	配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者暴力被害者本人からの相談状況等	子ども女性相談センター	令和7年8月	未定	内閣府委託（一般統計）
女性支援事業実施状況報告	女性相談支援センター等における相談状況及び保護の状況	子ども女性相談センター 県市福祉事務所（女性相談支援員）	令和7年8月	未定	厚生労働省通知（業務統計）
悪質ホストクラブに関する相談受付件数調査	女性相談支援センターにおける相談状況	子ども女性相談センター	毎月	未定	厚生労働省委託（一般統計）

子ども家庭課

調 査 の 名 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 対 象	調 査 の 時 期	結 果 公 表 の 時 期	調 査 の 拠 根
福 祉 行 政 報 告 例	児童扶養手当受給資格者の認定・異動状況	市	年2回	未定	内 閣 府 委 託 (一 般 統 計)

商 工 労 働 部

労働政策課

調 査 の 名 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 対 象	調 査 の 時 期	結果公表 の 時 期	調 査 の 拠 根
職 業 能 力 開 発 基 礎 調 査	○事業所調査 事業所の属性、企業動向、雇用、高等技術学校との関わり、社員教育、在職者訓練、技能継承の問題 等 ○在職者調査 産業区分及び職業区分、公共職業能力開発施設が実施するセミナー、自己啓発の実施状況 等 ○求職者調査 離職理由、希望職業、必要な職業能力開発 等 ○高等技術学校訓練生 受講している訓練科及び高等技術学校に対する考え方 等	○事業所調査 ・県内における10人以上の常用雇用者を有する事業所 ○在職者調査 ・上記事業所に雇用されている労働者 ○求職者調査 ・県内の公共職業安定所に来所した求職者 ○高等技術学校訓練生調査 ・施設内訓練及び委託訓練の訓練生	令和7年 8月	未定	県 単 独 調 査 (調 査 統 計)

交 流 推 進 部

交流推進課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 対 象	調 査 の 時 期	結 果 公 表 の 時 期	調 査 の 根 拠
観 光 客 入 込 数 調 査	県内主要観光地の観光客入込数	観 光 施 設	四半期毎	令和8年 7月頃	観 光 入 込 客 統 計 (調 査 統 計)
観 光 実 態 調 査	観光目的、消費金額等、観光の実態に関する事項	観 光 客			
観 光 客 動 態 調 査	交通機関別の県外観光客入込数	公 共 交 通 機 関	令和7年1月 ～ 令和7年5月	令和7年 5月～7月	香 川 県 観 光 客 動 態 調 査 実 施 要 領 (業 務 統 計)
	県内主要観光地の観光客入込数	観 光 施 設			

農 政 水 産 部

農政課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象 対	調 査 の 期 時	結果公表の時期	調 査 の 拠 根
農 業 協 同 組 合 等 一 斉 調 査	農業協同組合等の組織、財務及び事業決算の概要	農 業 協 同 組 合	令和7年 5月～10月	令和8年 4月	農 林 水 産 省 委 託 (一 般 統 計)

農業生産流通課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象 対	調 査 の 期 時	結果公表の時期	調 査 の 拠 根
花木等生産状況調査	県産花木類の作付面積、出荷数量、出荷額、栽培農家数	県 内 全 域	令和7年 4月～8月	令和9年 8月中旬	農 林 水 産 省 委 託 (一 般 統 計)
特産果樹生産動態等 調 査 (令 和 6 年 産)	特産果樹の品目、品種別栽培面積、収穫量、出荷量、加工利用等	県 内 全 域	令和7年12月 ～ 令和8年2月	令和9年 3月	果樹農業振興特別措置法第6条(一般統計)

土地改良課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象 対	調 査 の 期 時	結果公表の時期	調 査 の 拠 根
農 業 基 盤 情 報 基 礎 調 査	前年度に実施した事業種別地域別土地改良事業の実績	県 市町	令和7年6月 ～ 令和8年2月	概ね1年後	中 国 四 国 農 政 局 委 託 (一 般 統 計)

水産課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象 対	調 査 の 期 時	結果公表の時期	調 査 の 拠 根
漁 港 の 港 勢 調 査	登録・利用漁船、漁港の利用状況、水産物の陸揚量、海面漁業の漁業区分別港勢、出荷先別配分数量・比率、漁港地区人口、主な漁業関連施設等、陸揚形態別陸揚量、漁船以外利用船舶の内訳	漁 港 地 区	令和7年11月 ～ 令和8年1月	令和9年 3月頃	漁 港 漁 場 整 備 法 第 26 条 (業 務 統 計)
漁 船 統 計	漁船の船質別・トン数クラス別・機関種類別・漁業種類別の隻数・トン数・馬力数	漁 船 登 録 さ れ て い る 船 舶	令和8年1月 ～ 令和8年2月	令和8年 12月	漁 船 法 施 行 規 則 第 14 条 第 2 項 (業 務 統 計)

土 木 部

土木監理課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象 対	調 査 の 期 時	結 果 公 表 の 時 期	調 査 の 拠 根
建設工事統計調査 (建設工事受注 動態統計調査)	建設工事の受注動向及び公共機 関・民間からの受注工事の内容	県内の建設業者 のうち国土交通 大臣の指定した もの	毎月	毎月	建設工事統計 調査規則(建設省 令 第 29 号) (基 幹 統 計)
建設工事統計調査 (建設工事施工 統計調査)	完成工事高、受注総額、就業者数 等	県内の建設業者 のうち国土交通 大臣の指定した もの	令和7年 7月	令和8年 3月	建設工事統計 調査規則(建設省 令 第 29 号) (基 幹 統 計)

道路課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象 対	調 査 の 期 時	結 果 公 表 の 時 期	調 査 の 拠 根
道路施設現況調査	道路及び道路に係る橋梁、トンネ ル、道路附属物等に関する事項	県内の県管理道 及び市町管理道	未定	令和8年 3月	道 路 法 第 77 条 (業 務 統 計)

港湾課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象 対	調 査 の 期 時	結 果 公 表 の 時 期	調 査 の 拠 根
港 湾 調 査	1. 入港船舶 2. 船舶乗降人員 3. 海上出入貨物 4. 泊地係船岸及び本船荷役	甲種港湾: 6港 高松・坂出 丸亀・風戸 詫間・多度津 乙種港湾: 41港 観音寺港外 40 港	甲種港湾 毎月末日 乙種港湾 令和7年 12月末日	港別集計値: 調査月終了 後、都道府県か ら報告のあった 港ごとに順次 月報: 都道府県から 全ての港湾分の 報告があった後 年報: 令和8年12月未 日まで	港 湾 調 査 規 則 (基 幹 統 計)

建築指導課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象 対	調 査 の 期 時	結 果 公 表 の 時 期	調 査 の 拠 根
建築着工統計調査	建築物の着工動態(工事別、 資金別、構造別、用途別)	県 内 の 全 着 工 建 築 物	毎月	月報: 毎月 年報: 令和8年3月	建 築 動 態 統 計 調 査 規 則 (基 幹 統 計)
建築物滅失 統計調査	建築物の滅失動態	県 内 の 全 滅 失 建 築 物	毎月	月報: 毎月 年報: 令和8年3月	国 土 交 通 省 委 託 (一 般 統 計)

教 育 委 員 会 事 務 局

総務課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象	調 査 の 期	結果公表 の 時 期	調 査 の 拠
学校教員統計調査	教員の性別、年齢、職名、学歴、勤務年数、教員免許状の種類、週担当授業時数、給料月額、採用・転入・離職の別等	公私立の幼・小・中・高・特別支援学校、専修学校、各種学校の教員	学校調査 教員個人調査 令和7年 10月1日 教員異動調査 令和6年度間	令和8年 3月頃	学 校 教 員 統 計 調 査 規 則 (基 幹 統 計)
子 供 の 学 習 費 調 査	学校教育費、学校外活動費、世帯の年間収入	公立幼・小・中・高等学校（全日制）の幼児・児童・生徒270人	令和7年4月 ～ 令和8年3月	令和8年 12月頃	文 部 科 学 省 委 託 (一 般 統 計)
公 立 学 校 施 設 実 態 調 査	公立学校建物の保有面積、必要面積、整備資格面積及び危険面積等	公 立 幼 ・ 小 ・ 中 ・ 高 ・ 特 別 支 援 学 校	令和7年 5月1日	令和8年 3月頃	文 部 科 学 省 委 託 (一 般 統 計)
地 方 教 育 費 調 査	支出項目別・財源別教育費(学校教育・社会教育・教育行政)、知事部局における生涯学習関連費等、教育委員会の類型、教育委員及び教育長の性別・年齢・職業・履歴・報酬、事務局の本務職員数等	県・市町(組合)教育委員会、県立中・高・特別支援学校、専修学校、知事部局	調査実施前 会計年度間 教育行政調査 令和7年5月1日	令和8年 12月頃	文 部 科 学 省 委 託 (一 般 統 計)
高等学校卒業後の進学状況調査	卒業者の進学先、志願先	公私立高等学校	令和7年 5月1日	令和7年 10月頃	県 単 独 調 査 (調 査 統 計)

義務教育課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象	調 査 の 期	結果公表 の 時 期	調 査 の 拠
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	暴力行為の状況、いじめの状況、不登校の状況等	公立小・中学校、市町教育委員会等	令和7年 5月	速報： 令和7年10月頃	文 部 科 学 省 委 託 (一 般 統 計)
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	インターネットへの接続状況等、コンピュータ等の整備の実態、教員のICT活用指導力等の実態	公 立 小 ・ 中 ・ 高 ・ 特 別 支 援 学 校	令和8年 3月	令和8年 11月	文 部 科 学 省 委 託 (一 般 統 計)

高校教育課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象	調 査 の 期	結果公表 の 時 期	調 査 の 拠 根
児 童 生 徒 の 問 題 行 動 ・ 不 登 校 等 生 徒 指 導 上 の 諸 課 題 に 関 する 調 査	暴力行為の状況、いじめの状況、 不登校の状況、中途退学者数等の 状況等	公 立 高 等 学 校 県 立 中 学 校	令和7年 5月	速報： 令和7年10月頃	文 部 科 学 省 委 託 (一 般 統 計)
高 等 学 校 卒 業 (予 定) 者 の 就 職 (内 定) 状 況 調 査	卒業(予定)者数、就職希望者数 、就職(内定)者数等	公 立 高 等 学 校	令和7年 10月、12月、 令和8年 3月末現在	令和7年12月、 令和8年2月、 5月	文 部 科 学 省 委 託 (一 般 統 計)
職 場 体 験 ・ イン ターンシップの実 施 状 況 等 調 査	インターンシップ実施状況、キャ リア教育推進のための施策等、 キャリア教育のための協議会等の 設置状況	公 立 高 等 学 校	令和7年 4月	令和7年 11月頃	国 立 教 育 政 策 研 究 所 委 託 (一 般 統 計)

特別支援教育課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象	調 査 の 期	結果公表 の 時 期	調 査 の 拠 根
児 童 生 徒 の 問 題 行 動 ・ 不 登 校 等 生 徒 指 導 上 の 諸 課 題 に 関 する 調 査	いじめの状況	特 別 支 援 学 校	令和7年 5月	速報： 令和7年10月頃	文 部 科 学 省 委 託 (一 般 統 計)

保健体育課

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 象	調 査 の 期	結果公表 の 時 期	調 査 の 拠 根
全 国 体 力 ・ 運 動 能 力 ・ 運 動 習 慣 等 調 査	体力・運動能力状況、 運動習慣・生活習慣等の状況	小 学 校 5 年 児 童 中 学 校 2 年 生 徒	令和7年 4月～7月	令和7年 12月	ス ポ ー ツ 庁 委 託 (一 般 統 計)
体 力 ・ 運 動 能 力 調 査	体力・運動能力状況、 運動習慣・生活習慣等の状況	児童・生徒662人 成年 720人 高齢者 120人	令和7年 5月～7月 令和7年 5月～10月	令和7年 10月	ス ポ ー ツ 庁 委 託 (一 般 統 計)
香 川 県 体 力 ・ 運 動 能 力 調 査	体力・運動能力状況	公立小・中・高 等学校の児童・ 生徒	令和7年 4月～7月	令和7年 12月	県 単 独 調 査 (調 査 統 計)
香 川 県 学 校 保 健 統 計 調 査	肥満傾向児出現率、 痩身傾向児出現率、視力	幼・小・中・高等学 校の幼児・児童・ 生徒(全校)	令和7年 10月～12月	令和8年3月	県 単 独 調 査 (調 査 統 計)

警察本部

情報分析捜査課

調査の 名 称	調査の内容項目	調査の 対 象	調査の 時 期	結果公表 の 時 期	調査の 根 拠
犯 罪 統 計	令和7年中に取扱った刑法犯及び 特別法犯の件数・人員等	刑 法 犯 特別法犯	令和7年1月 ～ 令和7年12月中	令和8年 10月	犯罪統計規則（昭 和40年国家公安委 員会規則第4号） （ 業 務 統 計 ）

交通企画課

調査の 名 称	調査の内容項目	調査の 対 象	調査の 時 期	結果公表 の 時 期	調査の 根 拠
交 通 事 故 統 計	発生場所の道路形状、事故類型、 第1・第2当事者別原因等	死傷を伴う 交通事故	令和7年1月 ～ 令和7年12月中	令和8年 2月	交 通 事 故 統 計 取 扱 要 綱 （ 業 務 統 計 ）

人 事 委 員 会 事 務 局

調 査 の 称	調 査 の 内 容 項 目	調 査 の 対 象	調 査 の 時 期	結 果 公 表 の 時 期	調 査 の 拠 根
人 事 統 計	1. 給料表別、級別、号給別人員調 2. 給料表別、級別扶養親族構成調 3. 給料表別、級別、性別、年齢別人員調 4. 給料表別、級別、性別、経験年数別人員調 5. 給料表別、学歴別、級別、性別、経験年数別人員調 6. 給料表別、級別給料諸手当額調	県職員	令和7年 4月1日	令和7年 10月上旬予定	人 事 統 計 報 告 に 関 する 規 則 (業 務 統 計)

關 係 法 令 等

庁中統計事務処理規程

昭和28年 9月12日
訓令第655号

（目的）

第1条 この規程は、各課において行う統計調査について、相互の調整及び調査内容の審議を行い、調査の重複を除き、報告当事者の負担を軽減するとともに、統計資料を整備し、統計利用の一般化を図り、もって統計の発達改善に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「統計調査」とは、県が、独自に又は国若しくは他の団体から委託を受けて、直接に又は他の機関を通じて、調査対象に対し様式を示して、一定の時点又は期間につき報告を求めて行う調査（業務報告を含む。）でその結果の全部又は一部が統計を作成するために用いられるものをいう。

（統計調査計画の作成）

第3条 各課長は、別記様式により統計調査に関する毎年度の事業計画を作成し、4月末日までに統計調査課長に報告しなければならない。

（合議）

第4条 各課長は、統計法（平成19年法律第53号）第24条第1項の規定による届出を行うときは、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第2項に規定する期限の10日前までに統計調査課長に合議しなければならない。当該届出に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

（審議調整）

第5条 統計調査課長は、前条の合議を受けたときは、必要に応じ意見を加えることができる。

（届出に係る手続）

第6条 各課長は、第4条の届出を行うに当たっては、統計調査課長の指示に従い、所定の手続をしなければならない。

附 則

この訓令は、昭和28年 9月12日から施行する。

附 則（昭和37年 9月17日訓令第18号）

この訓令は、昭和37年10月 1日から施行する。

附 則（昭和41年 6月28日訓令第13号）

この訓令は、昭和41年 7月 1日から施行する。

附 則（昭和42年 3月 1日訓令第 4号）

この訓令は、昭和42年 3月 1日から施行する。

附 則（昭和42年 8月 1日訓令第12号）

この訓令は、昭和42年 8月 1日から施行する。

附 則（平成 8年 3月29日訓令第 5号）

この訓令は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則（平成14年 3月29日訓令第 2号）

この訓令は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則（平成21年 3月10日訓令第 1号）

この訓令は、平成21年 4月 1日から施行する。

別記様式

[illegible]

香川県統計調査条例

平成20年12月19日
条例第48号

（目的）

第1条 この条例は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、効果的かつ効率的な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「県統計調査」とは、県が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- （1） 県がその内部において行うもの
- （2） 法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等（法第2条第3項に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）に対し、報告を求めることが規定されているもの
- （3） 県が国の行政機関（法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）の事務を行うこととされているもの又は県が委託を受けて行うもの
- （4） 県が統計法施行令（平成20年政令第334号）第2条第5号に規定する事務に関して行うもの

（告示）

第3条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県統計調査を行おうとするときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- （1） 調査の名称及び目的
- （2） 調査対象の範囲
- （3） 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- （4） 報告を求める者
- （5） 報告を求めるために用いる方法
- （6） 報告を求める期間
- （7） その他必要な事項

（報告義務）

第4条 知事等は、県統計調査の結果の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
- 3 第1項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（統計調査員）

第5条 知事等は、その行う県統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

- 2 統計調査員は、知事等の指揮監督を受け、調査票の配布又は取集その他県統計調査に関する事務に従事する。

（立入検査等）

第6条 知事等は、その行う県統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（県統計調査と誤認させる調査の禁止）

第7条 何人も、県統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

（結果の公表）

第8条 知事等は、県統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該県統計調査の結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

（調査票情報の二次利用）

第9条 知事等は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報（法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を利用することができる。

- （1） 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合
- （2） 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第10条 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- (1) 行政機関等その他これに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- (2) 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者 当該規則で定める統計の作成等

(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)

第11条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、同項に定める者から同項に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第12条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- (1) 第10条の規定により調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
- (2) 第10条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

- 2 第10条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は当該者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が定める。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条の規定に違反して、県統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者
- (2) 第12条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

- 2 前項第1号の罪の未遂は、罰する。

第15条 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条に規定する県統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
- (2) 県統計調査に関する業務に従事する者で当該県統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反して、県統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第18条 第14条第1項第2号及び第15条の罪は、県の区域外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の香川県統計調査条例第2条の規定による告示は、改正後の香川県統計調査条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による告示とみなす。
- 3 新条例第9条から第12条までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた統計調査により集められた調査票に記録されている情報については、適用しない。
- 4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 5 香川県事務処理の特例に関する条例(平成11年香川県条例第40号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(香川県個人情報保護条例の一部改正)
- 6 香川県個人情報保護条例(平成16年香川県条例第57号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

香川県統計調査条例施行規則

平成21年 3 月10日
規則第10号

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、香川県統計調査条例(平成20年香川県条例第48号。以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(証明書の様式)

第2条 条例第6条第2項に規定する証明書は、別記様式によるものとする。

(調査票情報の提供を受けることができる者)

第3条 条例第10条第1号の規則で定める者は、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

(公益性を有する統計の作成等)

第4条 条例第10条第2号の規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

- (1) 行政機関等又は前条に規定する者(以下「公的機関」という。)が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- (2) その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- (3) 国の行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(香川県統計調査条例の規定による証票の様式を定める規則の廃止)

2 香川県統計調査条例の規定による証票の様式を定める規則(平成4年香川県規則第37号)は、廃止する。

別記様式(第2条関係) (略)

統計法（抄）

平成19年法律第53号

施行：令和元年5月1日

（定義）

第二条

- 3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が作成する統計をいう。
- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。
 - 一 第五条第一項に規定する国勢統計
 - 二 第六条第一項に規定する国民経済計算
 - 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
 - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計
- 5 この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - 一 行政機関等がその内部において行うもの
 - 二 この法律及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの
 - 三 政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関して行うもの
- 6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。
- 7 この法律において「一般統計調査」とは、行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のものをいう。

（指定地方公共団体が行う統計調査）

第二十四条 地方公共団体（地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるものに限る。以下「指定地方公共団体」という。）の長その他の執行機関は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 調査の名称及び目的
- 二 調査対象の範囲
- 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- 四 報告を求める個人又は法人その他の団体
- 五 報告を求めるために用いる方法
- 六 報告を求める期間

統計法施行令（抄）

平成20年政令第334号

施行：令和6年2月16日

（指定地方公共団体及びその行う統計調査の届出の手続）

- 第七条 法第二十四条第一項の政令で定める地方公共団体は、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）とする。
- 2 法第二十四条第一項の規定による届出は、当該届出に係る統計調査を行う日の三十日前までに同項各号に掲げる事項を記載した書類を届け出ることにより行うものとする。
 - 3 前項の書類には、調査票を添付しなければならない。